

# 愛歯国保 だより

みなさまの  
心と体の  
健康づくりを  
お手伝い

No.10

2018.10

詳細はホームページを

<http://aishik.jp/>



## Contents

第121回組合会が開催されました	P2
ご協力ください 自家診療・他家診療	P4
年1回の特定健診を忘れずに!	P5
適正な医療の受け方を考える	P6

ホームページをご活用ください	P8
70歳以上の自己負担限度額引き上げについて	P9
健康保険被保険者適用除外承認申請	P10
こんなときは保険証が使えません	P12



# 組合会が開催されました

7月10日、平成31年度予算編成のルールを示す概算要求基準が閣議了解されました。年金や医療などの社会保障費は、30年度予算額から6,000億円の増額要求となります。高齢化に伴う自然増の平均が年間6,500億円という状況の中、28、29、30年度は5,000億円に圧縮されましたが、31年度は増加分相当を含める方針を示しています。ただし、29年度の自然増は6,300億円、やはり300億円は圧縮ということになります。



また、6月15日には「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太方針)」が閣議決定されました。この中には「口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者をはじめとする国民に対する口腔機能管理の推進など歯科口腔保健の充実や、地域における医科歯科連携の構築など歯科保健医療の充実に取り組む」と明記されており、歯科界にとって注目すべき項目となっています。

現在、特定健診・特定保健指導のメニューに歯科分野導入を要望、推進しております。実現すれば、将来の歯科界の大きな礎となるでしょう。社会的、政治的に注目されている今こそチャンスです。県歯連盟、国保組合、さらには日本歯科医師会がともに手を携えて、歯科口腔機能管理及び歯科口腔保健の充実を図り、国民の健康寿命の延伸、さらに医療費を中心とする社会保障費の減少につながることを具体的かつ明確に示すことが大切です。

要求のためには、まずは特定健診・特定保健指導の実施率増加を外部に示すことが必要です。しかしながら、当国保組合における実施率はいずれも非常に低いのが現状です。厚生労働省による実施計画では、平成34年度までに特定健診受診率70%、特定保健指導実施率30%を目標値としております。低い値で甘んじてはならない環境下をご理解いただき、組合員の皆様には積極的な受診をお願いいたします。もちろん、本来の目的である皆様の健康管理、疾病予防のためであることは言うまでもありません。

今後も、皆様の健康維持、そして安定した歯科医療に専念していただけるよう、我々役員が一丸となって愛知県歯科医師会国保組合の運営に注力してまいります。引き続きご理解とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

理事長 塚原 邦秋

次の各議案が  
慎重審議の結果、原案通り  
承認可決されました

◆第1号議案

平成29年度愛知県歯科医師会国民健康保険組合歳入歳出決算の承認を求める件  
併せて財産目録および備品目録の承認を求める件

◆第2号議案

平成29年度愛知県歯科医師会国民健康保険組合歳入歳出決算剰余金の処分(案)に関する件

平成29年度  
こんな事業を実施しました

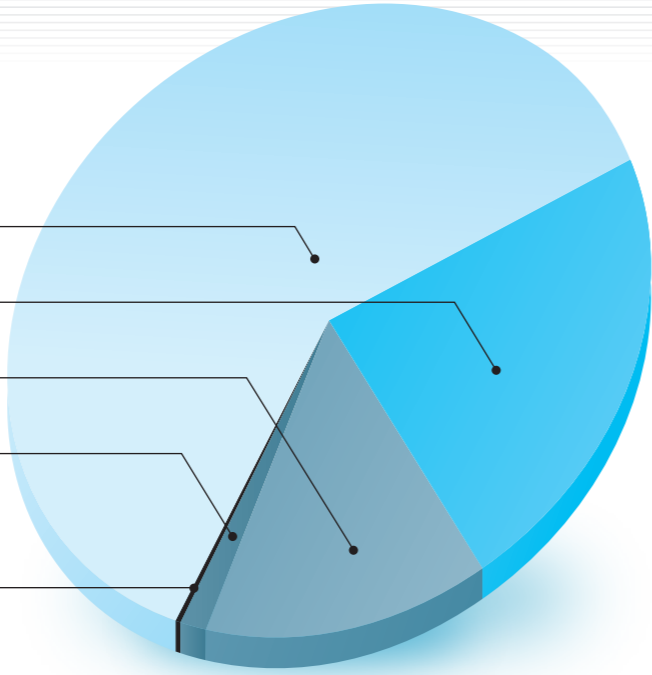
- 特定健診および保健指導 …… 2,956名
- 健康診断(人間ドック)受診者補助 …… 980名
- 歯科医師会国保健診補助 …… 2,380名
- B型肝炎受診者補助 …… 32名
- 健康世帯への記念品贈呈 …… 35世帯
- 「えらべる倶楽部」の利用 …… 5,685名

# 平成29年度 歳入歳出決算

## 歳入

5,782,783,177円

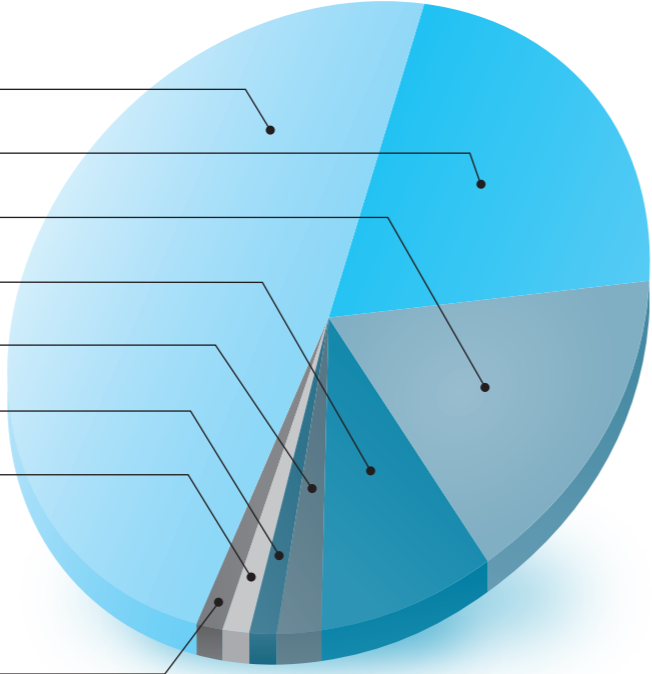
国民健康保険料	3,560,238,460円
国庫支出金	1,319,915,795円
繰越金	813,677,329円
共同事業交付金	86,805,000円
諸収入	1,469,287円
財産収入	677,306円



## 歳出

5,033,282,068円

保険給付費	2,419,676,829円
後期高齢者支援金等	1,062,160,421円
前期高齢者納付金	805,906,582円
介護納付金	436,786,521円
共同事業拠出金等	106,297,000円
総務費	66,452,663円
諸支出金	69,772,858円
保健事業費	61,309,328円
積立金	2,992,000円
組合会費	1,913,129円
老人保健拠出金	14,737円



歳入歳出差引額 > 749,501,109円

(剰余金の処分)  
平成30年度会計へ繰越 749,501,109円

単年度収支額 > △64,176,220円



生活習慣病改善のチャンス!

# 年1回の特定健診を忘れずに!

食べすぎや運動不足などの生活習慣が積み重なって起こる、メタボリックシンドローム。特定健診・特定保健指導は、その予防や早期発見・早期治療のため、毎年1回行われており、40歳以上の被保険者の方は全員、受けることになっています。年に一回は必ず受診しましょう。



今年度中に40歳から75歳になられる方には、**6月に特定健診の受診券**を送付いたしました。受診の際には受診券が必要となりますので、**必ずご持参ください。**

※今年度中に40歳から75歳になられる方が、当組合の指定医療機関にて人間ドックや歯科医師国保健診を受診される場合につきましても、**特定健診の受診券をご持参ください。**

**こんな理由で健診を先延ばしに  
していませんか?**

- **持病で通院し、検査を受けているから**  
治療のための検査は、その病気に関連する項目に限定されますが、健康診断では全身の状態をチェックすることができます。通院中の方も必ず健康診断を受けてください。  
※健診を受けるときに、通院中であることを伝えてください。
- **忙しくて予定が立てられないから**  
基本的な健診なら半日程度ですみます。わずかな時間を惜しんだばかりに、病気が悪化し、長期間入院しなければならなくなったら、本末転倒です。
- **気になる症状があれば病院に行くから**  
血液や血管の状態は、自分ではわかりません。自覚症状が出るのは、ある程度進行してから。メタボや生活習慣病を見つけるには、健康診断が最も有効な手段です。

**今年度まだ健診を受けていない方は、忘れず健診を受けて、生活習慣病の兆しを早めに見つけましょう。**

## 特定健診の結果、対象となった方は**特定保健指導**を受けましょう!!

◆ **対象者は無料で受けられます!**

メタボリックシンドロームのリスクが高いと判定された方には、案内をお送りします。特定保健指導を実施している契約医療機関等で受けてください。

◆◆◆◆ **特定保健指導は脱メタボのチャンス! あなたの健康づくりを応援します!** ◆◆◆◆

<b>初回</b>	個別面談またはグループ学習を行い、生活習慣を振り返って一人ひとりに合った目標を立てます。	<b>目標に沿って生活習慣の改善を実践</b>	生活習慣や体の状態がどう変わったかなどを、面接や電話・メールで確認します。
		→	
		<b>3ヵ月後</b>	

※メタボリックシンドロームのリスクが高い方はよりきめ細かいサポートが受けられます。



ご協力  
ください

# 自家診療 他家診療

当組合は歯科医師国保という特殊性から、歯科医療費の保険請求の自粛をお願いしております。  
ご不明な点は当組合までおたずねください。

被保険者に対する給付範囲

	自院での診療 (自家診療)	他院での診療(他家診療)	
		歯冠修復および欠損補綴	左記以外
正組合員	×	×*	○
正組合員の家族	×	×*	○
準組合員	×	○	○
準組合員の家族	×	○	○

※但し窩洞形成・充填・充填材料については可です。

1 自院での診療はすべて不可です。  
2 他院の準組合員およびその家族についてはすべての診療が可、正組合員およびその家族については歯冠修復および欠損補綴以外の診療は可です。



診療報酬明細書 (歯科) 平成 年 月 日

3 1 社 国 3 後 1 2 1 2 8  
2 公 費 4 退 職 3 3 併 2 本 外 8  
6 費 外 6 家 外 0 高 外 7  
10 9 8  
7 ( )

公費負担 診療の受給者番号

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号

氏名 1男2女1明2大3昭4平 生 補管 補綴 歯科 補綴 歯科 補綴 歯科 補綴 歯科

職業上の事由 1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害

傷病名 部位

初診 234 期間外(85) 休日(250) 深夜(480) 乳(40) 乳・期間外(125) 乳・休日(290) 乳・深夜(620) 特(175) 特連(250) 特連(100) 特連(100) 特連(25)

初診 45X 期間外 65X 休日 190X 深夜 420X 乳 10X 乳・期間外 75X 乳・休日 200X 乳・深夜 530X 特 175X 再未履 5X

管理・リハ 歯管 100 +10 +40 +260 +50 +100 義管 190 +230 埋歯 80 +100 補綴 X X 費 104 +124 +54 他

投薬・注射 内屯外注 調剤 6X 処方 42X 他

全額 収 色調 10X 補綴 80 +40X 補綴 15X 基 50 25X 補 100 50X 他

X線 48X 38X S治 60X 補綴前 380X 本 110 55X 補 220 110X 他

パ 317X 315X EMR 30X 45X 60X 75X 査 200 100X 査 400 200X 他

う腫 18X 腫 188X 150X 30X 腫差 144X 145X 腫差 46X 56X 収調 40X 60X

欠 228X 欠 150X 欠 28X 欠 72X 加 136X 補 230X 除 20X 付局 110 +110 +130

418X 眼 300X 34X 94X 164X 生切 270X 36X 補 110X

置 588X 欠 438X 欠 46X 欠 114X 欠 200X +400X 去 60X 備清 68

・ S C 68X +38X 34X +19X S R P 前 60X 小 64X 大 72X 補 30X 小 32X 大 36X

PCur 前 60X 小 64X 大 72X 補 30X 小 32X 大 36X SPT(1) 200 +250 +350 SPT(1) 380 +550 +830 P欠 14X P基欠 10

手 抜歯 乳 130X 前 155X +210X 白 265X +210X 理 1050X +100X 切開 180X 230X

その他 薬物塗布 46X 56X

麻酔 阻麻 42X 浸麻 30X 他

補綴 90X 70X 補綴 100X 330X 440X 60X 印 32X 64X 282X 334X

前 C 796X 前 C 636X +30X 高 86X 象 42X 72X 230X 272X

金銀 306X 金銀 166X +30X 引 +20X 補 C 34X 咬 18X 76X 150X

乳 120X 乳 114X 補綴 70X 合 57X 187X 283X

形 前接 796X +20X 尖前 636X +30X +20X 試 40X 80X

成 306X +20X 金 166X +30X +20X 補 40X 100X 190X

修 32X 注台準備 マス 前 191X 大 242X その他 前 147X 大 159X 修形 120X 充形 126X +40X

全 乳 201X 307X 398X 338X 490X 1252X 硬ジ 964X 776X 充 104X 材 11X 29X

補綴 309X 521X 663X 603X 821X 1632X 乳 230X 392X 充 156X 110X 26X

冠 大 365X 608X 718X 967X 取替 40X 80X 充 59X 材 4X 11X

修復 大銀 207X 314X 349X 503X 装置 45X +45X 充 107X 材 4X 10X

び 前 1335X 前 1231X 大 1025X C 小 1485X 装置 4X 12X 材料 100X 300X

欠 前 1079X 欠 685X 欠 879X 欠 1723X 材料 11X 17X 装置 150X 300X

欠 大 1075X 欠 535X 欠 474X 欠 1207X 材 468X 補綴 429X 採 60X

根 有 1-4前 646X 根 276X 根 1114X 欠 718X 補綴 465X 不 221X 141X 人 13X 26X

5-8前 781X 欠 328X 欠 952X 欠 615X 補綴 495X 持 161X 補綴 109X 14X 27X

9-11前 1079X 欠 490X 欠 934X 欠 552X 欠 251X 床 270X +50X +30X 工 30X 61X

12-14前 1509X 欠 692X 欠 770X 欠 510X 欠 233X 修 300X +50X +30X 40X 80X

補綴 2402X 合 1020X 胸 前 645X 欠 490X 理 355X +50X +30X 欠 X X

その他 再装 X 再装 X

その他 再装 X

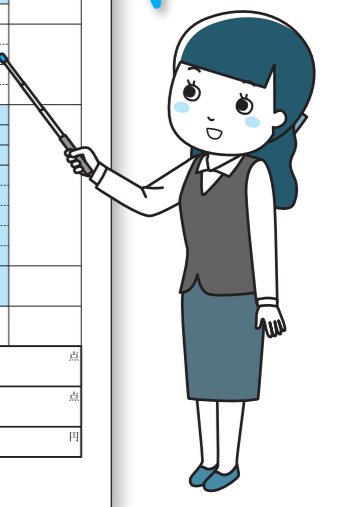
公費分請求 点 合計 点

患者負担額 (公費) 円 決定 点

高額療養費 円 一部負担 額 額 円

要 04

他院の正組合員やその家族を診療した場合も「歯冠修復及び欠損補綴」欄の部分につきましては保険請求できません。





整骨院  
接骨院

整骨院・接骨院で、  
誤って国民健康保険を使わないために…

整骨院・接骨院で国民健康保険を使うことができるのは、ねんざ、打撲、肉離れ、骨折※、脱臼※など負傷原因がはっきりしている外傷性の負傷に限られます。日常生活からくる肩こりや筋肉疲労には使えません。

※応急手当以外は医師の同意が必要です。

こんな行動が誤った請求につながります！



負傷原因を  
伝えない

負傷原因は、国民健康保険が使えるかどうかを左右する重要な情報です。いつ、どこで、何をしていたのか、正確に伝えましょう。



申請書を  
よく確認しない

国保組合は「療養費支給申請書」の記載内容に基づいて施術費を支払います。誤り防止のため、内容を確認してから署名してください。

当組合から、  
施術内容などの照会を  
することがあります

当組合では、整骨院・接骨院から国保組合に請求される「療養費支給申請書」のチェックを行っています。記載内容と、みなさまが実際に受けた施術内容が一致しているか、電話や文書などで照会をすることがありますので、ご理解・ご協力をお願いします。整骨院・接骨院にかかった際は、領収書を保管するとともに、手帳などに施術内容をメモしておく、スムーズな照会につながります。

たとえば、こんなときは  
国民健康保険は使えません

全額自己負担となりますので、ご注意ください

過去のけがや交通事故の後遺症



日常的に起こる肩こり



並行して医療機関で治療中のけが



この他、通勤中  
や業務中のけが  
は労災保険の対  
象となります。

はり・きゅう

保険証が使える要件は限られています

はり・きゅうの施術で保険証が使える場合

要件 1 対象となる傷病であること

下記の傷病であることが条件です

- 神経痛
- リウマチ
- 五十肩
- 腰痛症
- 頸腕症候群
- 頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同一範囲と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

要件 2 医師の同意があること

はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意が必要です。

※医師の同意とは「医師による適当な治療手段がない場合(医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合)に、はり・きゅうの施術を受けることを認める」ということです。

※初回申請時には必ず、医師の同意書を添付してください。

こんな場合は使えません!

日常の疲労、肩こり、筋肉痛、体調不良などは保険証が使えません。要件を満たさないときは全額自己負担となります。

～みんなで取り組み、大きな医療費節約に～

適切な医療の受け方を考える

医療費は、受診のしかたによって節約することができます。みなさまの家計にもやさしく、さらに医療費の減少にも効果がある適切な医療の受け方をご紹介します。

ジェネリック  
医薬品

「お薬代」を見直しましょう!

増加傾向にある日本の医療費を抑制するため、ジェネリックの活用が進められています。みなさまにとっても、お薬代の節約になるだけでなく、今後の保険料の上昇を抑えることにもつながるため、大きなメリットがあります。

こんな行動は医療費アップにつながります!



ジェネリックを  
使わない

ジェネリックを敬遠するのは、一度試してからでも遅くありません。「お試し調剤」なら、短期間分を処方してもらうこともできます。



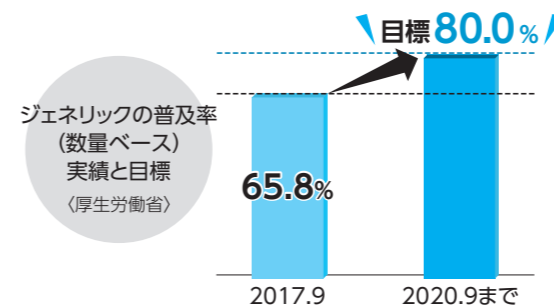
お薬手帳を  
持っていない

「お薬手帳」を持参すると、医療費が少しくなることがあります。また、残薬の管理や、薬の重複を防ぐなどのメリットもあります。

積み重なると、結果として大きな負担になることもあり得ます!

窓口負担以外の医療費は国保組合の負担ですが、もとはみなさまの保険料です。医療費支出が積み重なると、国保組合の財政悪化につながり、保険料の引き上げになる可能性もあります。

目標は、2020年9月までにジェネリック普及率80%



ジェネリックが新薬の約2～7割と低価格なのは、新薬に比べて開発コストが少ないためです。一方、有効性・安全性は厳しくチェックされ、新薬と同等であると認められています。つまり、ジェネリックの活用は、医療の質を落とすことなく、医療費を抑制することにつながります。

国は、2020年9月までのなるべく早い時期に、普及率(数量ベース)を80%以上とする目標を設定しています。

評価される、ジェネリック使用促進の取り組み

厚生労働省は、2018年度の実績から、医療保険者(国保組合など)ごとのジェネリックの使用割合を公表する方針です。各国保組合におけるジェネリック使用促進等の取り組みは、国からの補助金等の額に反映されます。



## えらべる倶楽部をご活用ください

補助金額	対象商品	申込方法
会員価格から 1泊あたりお一人様 大人1泊 <b>2,000円補助</b> 小人1泊 <b>1,000円補助</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>えらべる倶楽部宿泊プラン</li> <li>えらべる倶楽部お値打ち宿泊プラン <small>会員専用サイト/ガイドブック掲載</small></li> <li>エースJTB/JTBサン&amp;サン <small>JTB国内パッケージ旅行</small></li> </ul>	JTB店舗 電話 会員専用サイト <small>※えらべる倶楽部お値打ち宿泊プランはJTB店舗・電話のみの申込となります。</small>
会員価格から 1泊あたりお一人様 <b>1,000円補助</b> (大人・小人同額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>るるぶトラベル</li> <li>るるぶトラベルツアー <small>会員専用サイト</small></li> </ul>	会員専用サイト <small>※会員専用サイト以外からの申込みは補助対象外です。</small>

**適用条件**

年間10人泊まで  
※詳細は会員証と共に届けている「利用ガイド」「宿泊補助金のご案内」をご覧ください。  
※JTB海外旅行商品のご利用は、年間10人泊制限にはカウントされません。

**対象者**

会員本人および被扶養者

上記以外にも、えらべる倶楽部では、スポーツ施設やリラクゼーション施設等をお得にご利用いただけます。

●まずはアクセス   <https://www.elavel-club.com>

●愛知県歯科医師国保組合のホームページからもアクセスできます。 **右ページ参照**

※お手元に会員証をご用意ください。仮パスワードは、会員証台紙に記載されています。

お問い合わせ > JTBベネフィット総合インフォメーション TEL.03-5646-5522

## 愛知県歯科医師国保組合のホームページをご活用ください!

<http://aishik.jp/>

パソコンやスマホから、国民健康保険の情報をいつでもチェックできます。資格取得・喪失届等、各種申請書のダウンロードなど役立つコンテンツもたくさん! ぜひご利用ください。

**医療の受け方・給付についてはコチラから**

**知りたい情報にすぐアクセス!**

**最新情報はコチラから**

**各種届出・申請書のダウンロードはコチラから**

**NEW! 月額保険料試算はコチラから**

**えらべる倶楽部(P9)はコチラから**

**べんり!**

## 70歳以上の高額療養費・高額介護合算療養費の自己負担限度額が引き上げに

標準報酬月額28万円以上の現役並み所得区分を3段階に細分化し、自己負担限度額が下表のように引き上げられました。また「現役並み」の区分では、高額療養費の外来(個人ごと)の限度額が廃止されました。標準報酬月額26万円以下の「一般」の区分については外来の自己負担限度額が引き上げられました(年間上限は変わりません)。

区分		高額療養費		高額介護合算療養費
		70歳以上の自己負担限度額 <sup>※1</sup> (世帯ごと) / 月額 外来(個人ごと) / 月額	70歳以上の自己負担限度額 <sup>※1</sup> / 月額 (140,100円)	70歳以上の自己負担限度額 <sup>※1</sup> / 年額 (8月1日~翌7月31日)
現役並み	III 標準報酬月額83万円以上	252,600円+	(医療費-842,000円)×1% (140,100円)	212万円
	II 標準報酬月額53万~79万円	167,400円+	(医療費-558,000円)×1% (93,000円)	141万円
	I 標準報酬月額28万~50万円	80,100円+	(医療費-267,000円)×1% (44,400円)	67万円
一般	標準報酬月額26万円以下	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (44,400円)	56万円
住民税非課税			24,600円	31万円
住民税非課税(所得が一定以下)		8,000円	15,000円	19万円 <sup>※2</sup>

く )は直近12ヵ月間に同じ世帯で3ヵ月以上高額療養費に該当した場合の4ヵ月目以降の金額です。

※1 対象世帯に70~74歳と70歳未満が混在する場合、まず70~74歳の自己負担額に70歳以上の限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合わせた額に70歳未満の限度額を適用。

※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険分は19万円、介護保険分は31万円の限度額を適用。

## 組合員資格調査 ご協力いただき、ありがとうございました

保険証更新に伴い、組合員資格確認のため、みなさまに住民票の提出をいただきました。

調査にご協力いただきましたみなさま、  
ご理解・ご協力まことにありがとうございました。





国保の知識

よくある質問 & A

A Q

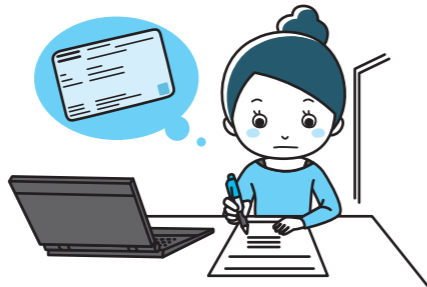
療養費の申請はどのようにしたらいいですか？

保険証を忘れて受診したため一旦、窓口で全額自己負担した場合や、医師の診断により補装具を作成した場合等は、「療養費の申請」を行うことができます。申請する場合は、まず当組合事務局にご連絡ください。申請書をお送りいたします。申請書に必要事項をご記入のうえ、添付書類とあわせて当組合までお送りください。申請書を国保連合会に提出し、審査会で承認されましたら後日、申請用紙にご記入いただいた口座にお振込みいたします。

A Q

保険証を失くしてしまったのですが？

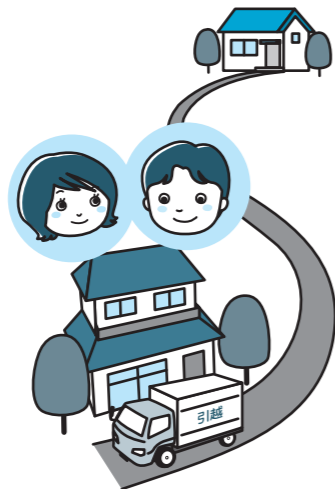
もし外で保険証を失くした可能性がある場合は、警察へお届けください。その後、「再交付申請書」を当組合事務局まで郵送ください。また、保険証の再交付後に失くした保険証が見つかった場合は、古いほうの保険証をご返却いただき、新しく再交付された保険証(交付年月日が再交付申請日になっているもの)を継続してご使用ください。



A Q

従業員の名前が変わったのですが？

「国民健康保険住所氏名変更届」に、住民票(名前)が変わられた方の方で、名前変更後のものと保険証を添付して郵送ください。同時に自宅住所の変更もある場合は、同じ用紙にあわせてご記入ください。住民票は一通で結構です。



A Q

自宅の住所が変わったのですが？

院長先生従業員の方、共に届出が必要です。「国民健康保険住所氏名変更届」に住民票(変更後のもの)を添付し、郵送ください。同時に氏名の変更もある場合は、同じ用紙にあわせてご記入ください。住民票は一通で結構です。

法人組織の事業所等の健康保険被保険者適用除外承認申請

の手続きはお済みですか？



すでに当組合に加入されている事業所(正組合員)が、法人組織(一人医療法人を含む)の事業所、または強制適用事業所(常時5人以上の従業員を抱えている診療所)になった場合は社会保険(健康保険と厚生年金)の強制加入となっておりますが、健康保険の適用除外承認の申請をすると当組合の被保険者として継続することができます。厚生年金は強制加入となります。

健康保険被保険者適用除外承認申請が必要な事業所は

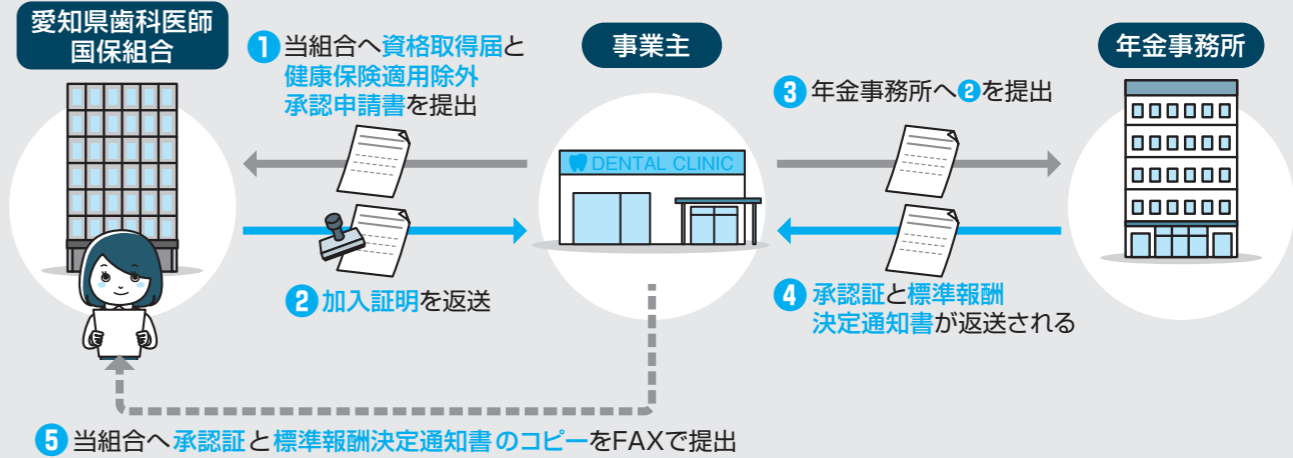
- ◆ 法人組織の事業所に新しく雇われた従業員
- ◆ 個人事業所が新しく法人組織の事業所になる場合
- ◆ 個人事業所で従業員が5人以上になった場合

個人事業所の従業員(常勤)が5人以上のとき、または5人以上に増えたときは、全員の健康保険被保険者適用除外承認申請の手続きが必要になります。(個人事業主については、健康保険被保険者適用除外申請の対象になりません)

なお、法人事業所の新規加入はできません。

適用除外申請の流れ

まず、当組合に電話し、「健康保険適用除外承認申請書」を送ってもらいます。次に、下図のとおり健康保険適用除外承認申請手続き(①~④)を行い、承認証と標準報酬決定通知書のコピーを当組合までFAX(⑤)してください。当組合に承認証と標準報酬決定通知書のコピーが届いてから、被保険者証の交付準備を行います。  
※事業所には4営業日以降に保険証が届きます。



この健康保険被保険者適用除外承認申請を行う場合は、「**事実の発生から5日以内**」に届け出を行うのが原則であり、申請を行うことが困難と思われる場合には、可能な限り、電話等により事前に管轄する年金事務所に相談を行うことが望ましいとされています。

また、年金事務所が「やむを得ないと認めた場合」は、5日以内に届け出ができなかったやむを得ない理由を記載した理由書を添付することになります。

なお、この手続きを怠り、適用除外承認を受けずに国保組合に加入していることは違法状態となるため、被保険者資格を喪失しなければならない措置がとられますので、ご注意ください。

●ご不明な点がございましたら、当組合事務局へお問い合わせください。TEL052-962-9539●

\*印の書類は、当組合ホームページの「申請書類ダウンロード」からダウンロードできます。(P8を参照ください)

# 保険証が使えません



保険証が使えるのは、治療の必要が認められる状態のときです。  
次のような場合は保険証が使えませんのでご注意ください。



## 保険証が**使えない**場合

仕事や日常生活にさしさわりのない  
ソバカス、アザ、ニキビ、ホクロ、わきが など

回復の見込みがない  
近視、遠視、乱視、斜視、色盲 など

美容のための整形手術

身体の機能にさしさわりのない先天性疾患

予防注射や予防内服

健康診断、生活習慣病検査、人間ドック

正常な妊娠、出産

経済的理由による人工妊娠中絶



## 保険証が**使える**場合

治療を必要とする症状があるもの

視力に変調があつて診てもらったときの  
診察、検査、眼鏡の処方箋

けがの処置のための整形手術

美容のためでなく、  
社会通念上治療の必要があると認められるもの

感染している可能性がある場合の  
破傷風の予防注射 など

検査の結果、医師が必要と認めた場合の治療

妊娠高血圧症候群、異常出産など、  
治療する必要があるもの

経済的理由による場合以外の  
母体保護法に基づく人工妊娠中絶

## こんなときは保険証が使えますが

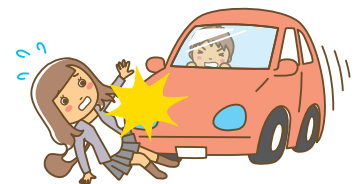
### 愛知県歯科医師国保組合に

# 届け出が**必要**です

- 交通事故にあつた
- 他人の飼い犬などに  
かまれた
- 看板などが倒れて  
ケガをした
- 他人から暴力を受けた
- 外食で食中毒になつた

第三者の行為によって病気やケガをした場合も、国民健康保険で治療を受けることはできますが、その治療費は加害者が負担すべきものです。愛知県歯科医師国保組合は治療費を一時的に立て替え、負担した分をあとから加害者に請求します。

このような場合は、必ず「第三者行為による被害届」を愛知県歯科医師国保組合に提出してください。また、示談をする場合は必ず愛知県歯科医師国保組合にご相談ください。



## 季節の1枚

<コスモスの小径> 10月上旬から下旬、約4,000平方メートルの花畑に30万本のコスモスが咲き乱れます。小径は全長約900メートルあり、さわやかな秋の空の下、風で揺れるピンク、白、紫のコスモスを楽しみながら散歩することができます。(愛知県新城市)

